

議案第64号

寒川町水路に関する条例の一部改正について

寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

社会経済情勢の変化を考慮し、占用料を改定するため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町水路に関する条例の一部を改正する条例

寒川町水路に関する条例(昭和47年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「640円」を「550円」に、「290円」を「250円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。

寒川町水路に関する条例新旧対照表

現行			改正案						
～略～			～略～						
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)						
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料				
道路、橋りょう及び桟橋の敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	640円	道路、橋りょう及び桟橋の敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	550円				
水路上に設置される店舗等	使用面積1平方メートルにつき1月	290円	水路上に設置される店舗等	使用面積1平方メートルにつき1月	250円				
その他もの	寒川町道路占用料条例(昭和63年寒川町条例第5号)に定める額とする。		その他もの	寒川町道路占用料条例(昭和63年寒川町条例第5号)に定める額とする。					
<u>附 則</u>									
<u>(施行期日)</u>									
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。									
<u>(経過措置)</u>									
2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。									